

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和8年2月27日（金曜日）

午前10時0分開会、午後0時9分散会

（うち休憩 午前11時50分～午前11時51分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、村上秀紀副委員長、千葉伝委員、川村伸浩委員、軽石義則委員、千葉秀幸委員、ハクセル美穂子委員、田中辰也委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、古澤担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、佐藤併任書記、金併任書記

6 説明のため出席した者

（1）労働委員会

四戸労働委員会事務局長、駒木審査調整課総括課長

（2）商工労働観光部

箱石商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
下川定住推進・雇用労働室長、小野ものづくり自動車産業振興室長、
畠山観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、
菅原経営支援課総括課長、田澤産業経済交流課総括課長、
中村産業経済交流課地域産業課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長、高橋特命参事兼自動車産業振興課長、
加藤観光・プロモーション室プロモーション課長

（3）県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路担当技監、
小野寺まちづくり担当技監、佐々木技術参事兼河川課総括課長、
石川県土整備企画室企画課長、阿部県土整備企画室用地課長、
久保田建設技術振興課総括課長、吉田建設技術振興課技術企画指導課長、
高瀬道路建設課総括課長、澤田道路環境課総括課長、君成田砂防災害課総括課長、

千葉都市計画課総括課長、佐々木下水環境課総括課長、刈谷建築住宅課総括課長、
伊藤港湾空港課総括課長

(4) 企業局

小島企業局長、浅沼次長兼経営総務室長、高橋技師長、
千徳経営総務室経営企画課長、白井業務課総括課長、遠藤業務課電気課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第76号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第76号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第7款 商工費

イ 議案第81号 令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第3号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第76号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加

2 変更中 1～14

- イ 議案第82号 令和7年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第86号 令和7年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第90号 令和7年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- オ 議案第94号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第97号 一般県道大ケ生徳田線徳田橋旧橋撤去（上部工その3）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第98号 主要地方道盛岡環状線滝太橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第103号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

（4） 企業局関係審査

（議 案）

ア 議案第88号 令和7年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）

イ 議案第89号 令和7年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第76号令和7年度岩手県一般

会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○駒木審査調整課総括課長 議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）中、労働委員会関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の17ページをごらん願います。5款労働費のうち、3項労働委員会費が当委員会関係の予算であり、1,642万6,000円を減額しようとするものであります。

補正の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の150ページをごらん願います。初めに、1目委員会費38万3,000円の減額は、労働相談の予約がなかったことによる出前相談会の中止や研修のウェブ参加等に伴う旅費の減などによるものであります。

次に、2目事務局費1,604万3,000円の減額は、職員の欠員等に伴う給料や手当など、管理運営費の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち、商工労働観光部関係、第5款労働費第1項労政費、第2項職業訓練費、第7款商工費、第11款災害復旧費第2項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費のうち、商工労働観光部関係、第5款労働費、第7款商工費、議案第81号令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）、以上2件の予算議

案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 16 ページをごらん願います。当部関係の歳出予算は、2 款総務費、4 項地域振興費の補正予算額のうち 2 億 1,929 万 1,000 円の増額と 17 ページの 5 款労働費の補正予算額のうち、3 項労働委員会費を除いた 1 億 3,893 万 2,000 円の減額、7 款商工費の 151 億 8,033 万 2,000 円の減額、19 ページに参りまして、11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費の 1 億 6,701 万 1,000 円の減額、計 152 億 6,698 万 4,000 円を減額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略いたしまして、主な内容について説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。

それでは、105 ページをごらん願います。2 款総務費、4 項地域振興費、1 目地域振興総務費の説明欄でございますが、下から三つ目のいわて暮らし応援事業費は、移住支援金の支給等に係る経費について、国交付金の有効活用を図るため、補正しようとするものでございます。

146 ページに飛びまして、5 款労働費、1 項労政費、147 ページに参りまして、4 目雇用促進費の下から四つ目の事業復興型雇用支援事業費は、雇用確保事業費補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。

148 ページに参りまして、2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費の上から三つ目の認定職業訓練費は、認定職業訓練団体の運営費に対する補助等に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。2 目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等向けの各種職業能力開発訓練に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。

175 ページに飛びまして、7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の上から七つ目のいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金は、所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。下から七つ目のいわて銀河プラザ管理運営費は、いわて銀河プラザの老朽化に伴う施設修繕及び設備整備に要する経費について補正しようとするものでございます。

176 ページに参りまして、2 目中小企業振興費でございますが、四つ目の商工観光振興資金貸付金から続きます各種中小企業向け資金の貸付金や利子補給、保証料補給補助は、事業者の繰上償還などにより所要額が見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。

177 ページの 3 目企業立地対策費でございますが、178 ページに参りまして、一つ目の企業立地促進資金貸付金は、誘致企業等における資金需要が当初の見込みを下回ったた

め、減額しようとするものでございます。

179 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の上から五つ目のいわて教育旅行誘致促進事業費補助は、貸し切りバスを使用した教育旅行の誘致促進に係る補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。2 目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、当部所管の県営観光施設船越家族旅行村の老朽化した構築物の撤去等の設計に要する経費について補正しようとするものでございます。

221 ページに飛びまして、11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、グループ補助金に係る事業費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）に戻っていただきまして、21 ページをごらん願います。当部関係の繰越明許費の追加は、2 款総務費のうち2 億 2,844 万 8,000 円と、24 ページに参りまして、5 款労働費の1 億 730 万 1,000 円、28 ページに参りまして、7 款商工費の3 億 2,687 万円であり、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

以上が一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。同じく議案（その3）の52 ページをごらん願います。議案第81 号令和7 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3 号）でございますが、第1 条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1 億 3,392 万 3,000 円を追加し、総額を13 億 1,132 万 8,000 円としようとするものでございます。

53 ページに参りまして、歳入であります。1 款繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。

3 款諸収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額などの増加に伴いまして、増額しようとするものでございます。

54 ページは歳出でございます。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、中小企業基盤整備機構に対する償還金の増加などにより、増額しようとするものでございます。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 商工費の中小企業振興費の減額補正に関して質問したいのですが、中小企業経営安定資金貸付金 55 億円減の要因について、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 中小企業経営安定資金貸付金の減額についてのお尋ねでございます。今回の補正全般に関わることですけれども、制度融資につきましては、銀行への預託によるものでございまして、新規の貸し付け分と過年度の貸し付け分がございします。中小企業経営安定資金貸付金につきましては、コロナ禍時代のいわゆるゼロゼロ融資

や、その後の対策融資の借かえを見込んで、令和7年度は非常に大きな規模の予算を計上いたしました。実績見合いを確認しまして、銀行に預託しなかった分を減額するものでございます。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。ということは、借かえをしなくてもよい企業がふえたこと、あるいは借かえをして、融資をさらに延長していく必要がなく、経営は安定しているということによろしいのでしょうか。そこをもう一度確認したいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 実際の貸し付け状況を見ますと、中小企業経営安定資金貸付金自体はそれなりに利用されているのですけれども、例えば令和7年6月定例会で予算措置し、8月から開始しました協調支援型の貸し付け、銀行のプロパー融資とセットで貸し付けるものも伸びております。こちらは国の保証料補給補助があります。ほかの経営資金、例えば商工観光資金などについても貸し付けが昨年より伸びておりますので、経営が安定してきたというよりは、ほかの資金に利用が移っている面もあるのではないかと理解しているところでございます。

中小企業経営安定資金貸付金につきましては、いずれにしても、借かえを見込んで多めに予算計上していたこともございますので、令和8年度予算はそれを例年ベースに戻すような形で積算しております。

○ハクセル美穂子委員 よくわかりました。ということは、借りやすく有利な資金のほうに利用が移っているため、全体の貸し付けベースとしては昨年と同程度だということで、少し安心しました。

一方で、最近倒産がとてふえているので、そうならないための支援は、これからも強化していかなければいけないと思っております。支援の中には貸し付けも含まれると思いますので、ぜひ必要な分を積み上げていただき、来年度もしっかり取り組んでいただきたいということをお伝えして終わります。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から県立職業能力開発施設再編整備基本計画策定方針について発言を求

められておりますので、これを許します。

○菅原労働課長 県立職業能力開発施設再編整備計画につきまして、来月有識者等で構成する検討会議を設置し、検討を進めていくこととしておりますが、今般取りまとめた再編整備計画の策定方針につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきたいと思います。

それでは、3ページ目までお進みください。以降は、スライドの右下にあるスライド番号でページをお知らせしますので、御了承願います。

スライドの1をごらん願います。趣旨でございます。県立職業能力開発施設再編整備基本計画策定方針は、職業能力開発を取り巻く環境や地域企業ニーズの変化、本県が進める産業政策等を踏まえ、それらを支える技術、技能者を養成するとともに、多様な求職者等のニーズに対応した職業能力開発を行うため、県立職業能力開発施設の適正な配置、訓練内容の充実、施設運営の効率化等を図る目的で作成いたしました。

スライド2をごらんください。再編整備計画の計画期間です。令和9年度を初年度とし、令和18年度までの10カ年計画として策定いたします。

平成18年2月に策定した第8次再編整備基本計画は、平成16年に方向性を検討し、その後策定までに再編整備検討委員会や専門部会等の議論を経ております。それで、今回も同様に複数回の議論を経る必要があること、さらに検討によっては施設の統廃合や訓練科の再編、それに伴う訓練科の募集停止を行うことも考えられ、その場合数年単位の時間を要すると考えられることから、10カ年計画にしようとするものでございます。

次に、スライド3をごらんください。今回策定する再編整備基本計画は、平成18年2月に策定した第8次再編整備基本計画以来約20年ぶりの策定となります。

続きまして、スライド4をごらん願います。今後10年で年少人口は大幅に減少し、令和2年度の約63%程度に、生産年齢人口も約78%になると見込まれています。そのため、県立職業能力開発施設への入学者も減少することが想定されます。

次に、スライド5をごらんください。現在、県が実施する職業能力開発施設は、県立産業技術短期大学校が2校、あと県の必置機関である県立高等技術専門校が3校設置されております。新規学卒者を対象に、主に2年課程の職業訓練を実施しております。

続きまして、スライド6をごらんください。こちらの表は、県立産業技術短期大学校本校を設置した平成9年からの施設訓練科の変遷を示した表でございます。第7次再編整備基本計画の期間中には、奥州市水沢地区にあった県立高等技術専門学院を短期大学化して県立産業技術短期大学校水沢校としました。第8次再編整備基本計画中には、県立産業技術短期大学校本校に専攻科、県立宮古高等技術専門校に金型技術科を設置するとともに、県立久慈職業能力開発センターを県立二戸高等技術専門校に、県立二戸高等技術専門校にありました伝統工芸科を県立産業技術短期大学校本校に統合しております。また、東日本大震災津波を機に、県立大船渡職業能力開発センターを廃止しております。その内容を文書化したものが、スライド7と8でございます。後ほどごらんください。

続きまして、スライド9から13になります。こちらは、各学校の定員充足率や就職状況でございます。産業技術短期大学校、高等技術専門校ともに就職率がおおむね100%に對しまして、定員充足率が低下傾向でございます。高等技術専門校においては、いずれも5割以下という状況となっております。

お進みいただきまして、スライド14と15をごらんください。こちらは、短期訓練でございます。在職者訓練や離職者訓練がございます。業務や就職に必要な技能や知識を習得するために職業訓練を実施し、例年在職者、離職者ともに一定のニーズがございます。

続きまして、スライド16をごらん願います。全体的に施設の老朽化が進んでおります。公共施設カルテにおける今後の方向性においては、県立千厩高等技術専門校、県立宮古高等技術専門校が解体という評価をされているところでございます。

続きまして、スライド17をごらん願います。課題は、三つあると考えております。入学者数の減少、施設の老朽化、県北圏域への産業技術短期大学校の新設でございます。このうち県北圏域の高等技術専門校につきましては、圏域に内在する未発掘の可能性を的確に掘り起こし、人材育成を通じて県北圏域を中心とした産業振興を図ることなどを期待しているところでございます。

続きまして、スライド18をごらんください。再編整備の方向につきましては、いわて県民計画（2019～2028）に掲げる地域に貢献する人材育成の定着促進に向けて、現場技能、生産管理、技術開発など企業ニーズに対応した優れたものづくり人材の育成を進めることを基本としまして、企業からニーズの高いITスキルを持った人材、最新テクノロジーに対応できる人材に着目し、技術革新が進む社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成について検討を行うこととしております。

続きまして、スライド19をごらん願います。具体的には、来月設置します検討会議において、技術革新が進む社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成など、主にこれらの項目につきまして検討を行いたいと考えております。

次に、スライド20をごらん願います。今回策定する再編整備基本計画は、こちらに記載の方向でまとめていく予定としております。

今後のスケジュールといたしましては、3月9日に1回目の再編整備検討会議を開催いたします。その後、分科会を設置しまして、再編整備基本計画の検討を進めていきます。そして、ことしの9月に2回目の再編整備検討会議を開催し、中間案を取りまとめた上でパブリックコメント等を実施し、令和9年度の早い時期に県北圏域の産業技術短期大学校の新設を含め、再編整備基本計画を策定したいと考えております。

なお、策定方針の全文も添付しておりますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

説明は、以上で終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 先ほどの報告について1点確認したいのですが、18ページの課題

と対応の方向の部分で、企業からのニーズが高い、ITスキルを持った人材や最新テクノロジーに対応できる人材に着目して今後の人材育成等について検討を行うと書かれております。今はそのとおりだと思うのですが、最近では生成AIが出てきて、ITスキルの中でも、例えばコーダーなどはあまり必要ではなくなっているという、大きな時代の変化があります。今後10年の間にも必要なITスキルやそういったものはかなり変わってくるのではないかと予想されるのですが、その点については、今後の策定の中でどのように加味していくのか確認しておきたいと思います。

○菅原労働課長 現時点では、このような記載をさせていただいているところですが、ハクセル美穂子委員御指摘の部分については、確かに技術の進歩により、今後考えていかなければならないところがあると思っています。今回、そのようなことも含めまして、これから開催する検討会議で幅広く委員の方々から御意見を伺いながら、どういうあり方がよいのか検討していきたいと思っています。

○ハクセル美穂子委員 私の夫が昨年アメリカに行った際にも聞いたのですが、最近のニュースにもあるように、電気技術者など、いわゆるブルーカラーと呼ばれる職種の人材が減ってきてしまって、むしろそちらのニーズが大きくなってきているという話も聞いております。

産業技術短期大学校で学ばれる方々は、地元にとって大変大切な人材でもありますので、そのバランスについても皆さんから御意見を伺いながら検討していただき、将来県にとって役立つ人材育成を進めていただきたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

それ以外で、今年度の補正予算や来年度予算案にも関わるところで質問させていただきたいのですが、先ほど令和7年度補正予算は可決されましたけれども、いわて移住・定住促進事業費について、来年度は少し増額する予算が計上されておりました。3,263万円ということで、ほぼ継続事業でありますけれども、いわて暮らしアンバサダーとの意見交換会の開催だけは来年度の新規事業となっているようです。

いわて移住・定住促進事業費について、今年度の事業内容も含めて、市町村等と連携した全県的な移住推進の取り組みの具体的な内容と成果、また、令和8年度にどのような改善を図っていくのかについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○下川定住推進・雇用労働室長 いわて移住・定住促進事業費について、市町村との連携に関する御質問をいただきました。県では、例年東京都内で開催しております移住フェアにおいて、全市町村や県内企業等がブースを設けまして、PRや移住相談の対応等を行っております。また、市町村が都内で移住希望者を対象に開催するセミナーにつきましても、会場の提供や開催の周知に協力するなど、県と市町村等が連携して移住に関する情報発信を行っております。

今年度東京都内で開催しました移住フェアにつきましては、来場者が569人となり、前年度を大幅に上回る方々に御来場いただきました。

また、新規事業についてのお話もございましたが、県では都内に移住相談窓口を設置しており、そこで受け付けた相談を市町村の移住コーディネーターにつなぐことで、迅速かつ切れ目のない支援を行っております。さらに、新任コーディネーターを主な対象としまして、都内相談員とのオンラインによる意見交換を実施し、連携強化にも努めております。令和8年度におきましては、これらの取り組みに加えまして、相談員及びコーディネーターが一堂に会して研修や交流を行う機会を設け、顔の見える関係づくりや地域を越えたネットワークの強化を図りたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 前年度を大幅に上回る来場者があったことや、県全体でコーディネーターの方々が一堂に会する取り組みは本当に必要だと思います。市町村単位ではニーズが合わないこともあるのですが、岩手県全体で見れば、県内で移住先を見つけてもらうことは非常に大切なことだと思いますので、ぜひ地域を越えた連携を進めていただきたいと思います。

あともう一つ、いわて暮らし応援事業費についてですが、地方創生起業支援事業費補助の支給実績は令和7年度で1,795万円余となっております。一方で、来年度の当初予算は3,900万円と、おおよそ倍の規模となっており、令和8年度は何か特別な工夫を行って利用促進を図るのか、その点について教えていただきたいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 御質問のありました地方創生起業支援事業費補助は、県内在住者や県外からの移住者を対象としており、補助率2分の1、上限200万円の補助内容により、県内でデジタル技術を活用して実施する地域課題の解決に資する起業や第二創業、例えばまちづくりの推進や地域活性化などを対象としております。

採択件数の想定でございますが、令和8年度は、令和7年度も同様でございますけれども、15件を想定しており、予算といたしましては上限の200万円を掛けまして、補助額3,000万円を見込んでおります。これは、過去最も採択件数が多かった令和6年度の14件を踏まえて想定しているものでございます。

実際のところ、令和7年度の採択件数は12件にとどまっておりますが、申し込み自体は27件ございました。創業支援金でございますので、正直申し上げて事業計画の出来、不出来の差が大きいところがございます。事業計画がしっかりできているものもあれば、収支計画が十分でないものもございます。今年度も2回追加交付したのですが、1回目で事業計画が十分でなかった方については、岩手県よろず支援拠点や商工団体の指導を受けて、もう一度チャレンジしていただく形をとりました。その結果、商工指導団体を通じて事業計画の支援を受け、再度申請し採択に至った方もいらっしゃいますので、今後も商工指導団体や岩手県よろず支援拠点と連携をしながら創業計画の策定を支援し、申請件数や採択件数をふやしていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。そういう方は岩手県、特に盛岡市や国道4号線沿いの北上川バレープロジェクトではない地域でも仕事ができる方々だと思いますし、社会的インパクトのある新しい技術革新による創業ができる方々だと思いますので、ぜひ支

援していただきたいと思います。

また、そういった方が移住したいというときに、市町村の方々とはどのように連携し、対応しているのか、その点もあわせて教えていただきたいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 市町村との連携につきましては、起業に関し、市町村や金融機関を構成員とするプラットフォームを設けておりまして、その中で岩手県地方創生起業支援金に関しても幅広く公募の周知などをしております。実際に市町村の担当者が地域の商工指導団体と連携し、本支援金の申請につながった事例も聞いております。今回の採択者の中には県外からの移住者が3名いらっしゃいますが、地方部へUターンし、市町村や商工団体と連携しながら申請に至ったケースもあると聞いております。個別の事業者ごとにさまざまな支援窓口がありますので、こうしたプラットフォームの枠組みを通じて、支援金の周知や活用促進に取り組んでいきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。ぜひ進めていただきたいと思います。中心市街地には空き店舗も多くありますので、そういった方々に入っていただくことは、家賃が安く創業しやすいという面で売りでもあると思います。また、若い方々や少し変わったお仕事をされている方が街に入ってくるものの影響は大きいと思いますので、ぜひ移住相談支援とあわせて、さらにお力添えをいただければと思います。

最後に、いわてモータースポーツ推進事業費負担金について質問したいと思います。ことしはトヨタガズーレーシングラリーチャレンジのプレイベントが行われました。今後、交流人口の拡大等に向けて、このラリーチャレンジを岩手県で定期的に開催していくお考えがあるのか、また、そのためにどのような取り組みを行っていくのか、その点についてお聞きかせいただきたいと思います。

○高橋特命参事兼自動車産業振興課長 今お話のありましたラリーチャレンジ、通称ラリーチャレとも呼ばれていますが、トヨタ自動車株式会社が主催する初心者向けのラリー大会で、ことしは全国各地で12戦が開催される予定となっております。

今年度は2回にわたり小岩井農場をメイン会場としてプレイベントが開催されました。特に2月のイベントではラリーカーの展示や、プロドライバーの佐々木雅弘さんによるデモンストレーション走行などが行われまして、雫石町主催の雫石・冬フェスタとも相まって、2日間で4,400人の来場をいただきました。

県では、地域を挙げて大会を盛り上げるため、官民連携によるラリーチャレ岩手支援委員会を立ち上げております。来年度開催を目指す本大会に向けて、選手や観客の満足度向上に取り組むための経費を当初予算案に計上しております。

岩手県の豊かな自然の中で行うラリーは、車ファンの交流人口拡大による地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、関係者と連携しながら選手や観客の皆様の本大会をしっかりと楽しんでもらえるよう取り組み、将来的には定期的な県内開催につなげていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 プレイベントであるにもかかわらず、あまり大規模な広告や広

報を行っていない中で、2日間で4,400人に来場いただいたということで、大変期待が高まっていると感じております。

今回は、地元の地域はあまり巻き込まずに、まずやってみたということを事前に少し聞いていましたけれども、せっかくトヨタ自動車東日本株式会社にもラリーチャレ岩手支援委員会に入っていただいていますし、トヨタ自動車東日本株式会社の工場がある岩手県として、これを定期開催につなげていくことは非常に大切なことだと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思いますので、意気込みをお願いします。

○高橋特命参事兼自動車産業振興課長 私も2月のプレイベントを間近で見まして、小さいお子さんから高齢の方まで、また、地元の方から県外の方まで多くの方に楽しんでいただけたと思っています。

今まで岩手県にはモータースポーツで盛り上げていこうという雰囲気はあまりなかったように思います。先ほどトヨタ自動車東日本株式会社のお話もありましたけれども、これまでは生産拠点として自動車産業を支えてきた岩手県ですが、これからは自動車を楽しむという視点も大切になってくると思います。

そういった意味で、来年度はまず本大会開催に向けてしっかりと取り組んでまいります。少し固い言い方になるかもしれませんが、まずは本大会を成功させて、その後も定期的に開催したいと言っていただけるような大会となるよう取り組んでいきたいと考えております。

○田中辰也委員 それでは、私も先ほど説明のあった県立職業能力開発施設再編整備計画策定方針についてお聞かせ願いたいと思います。

先ほどハクセル美穂子委員からも質問がありましたけれども、18ページの対応の方向に記載されている内容についてです。以前から一般質問などでも話をさせていただいてるのですが、新たに何が必要なのかということを徹底的に議論してほしいという思いがあります。岩手県の将来の姿、20年後、30年後の姿を見据えたときに、岩手県の産業がどうなっていくのか、1次産業、2次産業、3次産業それぞれがどういう姿になるのかをしっかりと議論していかなければならないと思います。その中で、どういう人材が必要なのか、どういう能力が必要なのかというところから、新たな能力開発には何が必要なのかという議論につなげていくべきだと、以前から申し上げてまいりました。

県立職業能力開発施設再編整備検討会議では、恐らくさまざまな産業分野の方々が関わってくるのだと思いますが、庁内の部局横断的な取り組みも必ず必要だと思っております。その点について、連携が取れているのかどうか伺います。

○菅原労働課長 部局横断的な検討につきましては、県立職業能力開発施設再編整備検討準備会議を設置いたしました。そこには、ふるさと振興部や県教育委員会、広域振興局に3回にわたり参加いただきながら、今回お示ししました策定方針の内容などについて議論いたしました。そのような形で連携を図ってきたところでございます。

○田中辰也委員 常に連携を取りながら進めていくことも大事ですし、産業のあり方と

ということで、農林水産部や県土整備部も当然かかわってくると思います。今はさまざまな技術革新が進み、それによって所得向上につながる状況も出てくると思いますので、岩手県の産業をもっと強化していくためには、どういう技術が必要なのかという視点に立つことが必要だと思っています。その点についてもよろしく願いいたします。

また、16 ページに施設の状況が書かれておりますが、千厩高等技術専門校と宮古高等技術専門校については、現施設は解体する方向とのことです。今後、そこに新たに何か整備するのか、あるいは廃止とするのかについては、これから議論していくという理解でよろしいのでしょうか。

○菅原労働課長 今回の公共施設カルテではこのような形になったのですが、3月に設置を予定しております県立職業能力開発施設再編整備検討会議において、有識者の方々から幅広い分野の御意見を伺いながら、高等技術専門校の統廃合も含め、効果的かつ効率的な職業能力開発施設の運営について検討していきたいと考えているところでございます。

○田中辰也委員 全体の中で検討されるのだと思うのですが、どちらの学校も自動車システム科——自動車整備士の養成課程が入っているわけです。県内の自動車メーカーや自動車整備事業者は、はっきり言ってどこも人材不足です。そのため就職率もほぼ100%が続いており、必要とされている分野であることは明らかなです。特に宮古高等技術専門校がなくなると、沿岸部にはそういう施設がなくなってしまいます。地域バランスをどう考えるのか。その点についてしっかり方向性を示していただきたいと思います。また、入寮するので通学ではないという考え方もあるかもしれませんが、その点も含めて整理していただきたいと思います。

自動車システム分野は本当に人が足りない一方で、生徒数は減少しています。しかし、海外には自動車整備技術を学びたいという方も多くいます。そういう方々に、例えば日本語能力をしっかりと磨いていただいた上で入校を受け入れ、育成していくということも一つの考え方ではないかと思うのですが、そのようなことは検討しないのでしょうか。

○菅原労働課長 高等技術専門校への外国人受け入れにつきましては、現場の先生方から具体的な課題について聞いたことはありませんが、やはり日本語能力がある程度ないとさまざまな課題が生じるといったお話は伺っております。そうしたことを考えますと、特に日本語能力が大きな壁になるのではないかと感じております。

○田中辰也委員 日本語能力については、入校時点である程度のレベルチェックは当然必要だと思いますし、国家資格を取得するためにも一定の能力が求められると思いますので、その点はしっかり行った上で、能力のある方については受け入れを考えていってもよいのではないかと思います。ぜひ幅広い視点で検討会議の中で議論を進めていただきたいと思います。

それでは、観光についてお聞きします。観光施策については、県や市町村でそれぞれ取り組んでおられますが、特に小規模町村では観光を専門に担当している職員はほとんどい

ませんし、観光協会も役場職員が事務局を担っているなど、片手間で対応している状況があります。

そのような中で、何かに重点的に取り組もうとしてもなかなかできないし、人材育成も難しい状況です。観光は首都圏の旅行会社などとの人脈をつくりながら育てていかなければならない部分が当然あるわけですが、行政だけでやると、人事異動等もありなかなか難しいところもあります。そのため、やはり観光協会をどう強化し、連携させていくかが重要だと思いますし、特に町村部においては、ある程度広域化しながら進めていかないと観光に十分注力できないのではないかと感じています。

岩手県には、小規模な地域にも魅力的な観光資源がたくさんあるわけです。そういうところを広く知っていただくためにも、観光の広域化と強化が必要だと思うわけですが、県としてどのように取り組んでいくのか伺います。

○畠山観光・プロモーション室長 ただいま田中辰也委員から御指摘いただきましたとおりでございます。小規模町村を含め、本県の魅力を余すことなく発信し、多くの観光客に訪れていただくとともに、県内各地を周遊していただくことで、どの地域も持続的ににぎわい、潤うことが重要であります。観光政策や取り組みの広域化は、大変重要なポイントであると認識しております。

県では、市町村や観光関係団体と連携したいわて観光キャンペーン推進協議会による取り組みを初め、公益財団法人岩手県観光協会と各市町村の観光協会による一体的な取り組みなど、オール岩手で広域的かつ一体的な誘客拡大や受け入れ態勢の整備に取り組んでいるところでございます。

令和7年度は、東日本旅客鉄道株式会社と連携した秋季観光キャンペーンの中で、御所野遺跡などの世界遺産を初めとする代表的な観光資源だけでなく、人口規模の小さい町村にも積極的にスポットを当て、SNSやホームページで広く発信いたしました。また、いわて銀河プラザやJR主要駅での産直市など、首都圏でのイベントを通じて、各地域の魅力ある観光資源を一体的にPRしてまいりました。さらに、観光コンテンツの開発や旅行商品の造成に対する支援の中で、県北地域や沿岸地域の小規模町村に関する事業の補助上限額を引き上げるなど、重点的な支援を行っております。

令和8年度におきましても、市町村や関係団体としっかり連携しながら、観光振興の広域化に取り組んでまいります。

○田中辰也委員 問題点については、認識されていると思います。ただ、実際に動かないと、幾らお題目を唱えてもなかなか進まないのが現状だと思います。例えばどこかの地域で市町村観光協会や役場の担当者を含めてどういう形でできるのかといったモデルケースをつくってみることも一つだと思います。また、共通のプラットフォームで旅行商品を造成したり、共同で専門職員を雇用したりするなど、継続的に携われる人材育成も必要だと思います。やはり行政主体ではどうしても片手間になりがちです。観光をなりわいとして、継続的に担っていくことが観光にとっては非常に大事だと思うので、観光協会のプロ

パー職員を育成していくことも大きな使命ではないかと思います。県観光協会と市町村観光協会が、それぞれどういう立場でどのように連携していくのかを考えていく必要があると思いますが、人材育成の面からはどのようにお考えでしょうか。

○**畠山観光・プロモーション室長** 県観光協会と市町村観光協会の連携や一体的な取り組みの中で、人材育成も重要なポイントとして取り組んでおります。例えば接遇研修や仕事の進め方に関する研修、優良事業者の表彰などを通じて、地域人材の育成に取り組んでおります。そのような事例も踏まえながら、人材育成は重要な部分でありますので、引き続き取り組んでいきたいと思います。

また、連携や広域化のあり方については、具体的には広域振興局の役割や取り組みが一つの例として挙げられると思います。広域振興局単位で、一つの町村だけではなく、地域全体で戦略を立てながら協働してアプローチしていく手法もあります。さまざまな広域連携の単位や枠組みがあると思いますので、その点についても検討してまいりたいと思います。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち、県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち、県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加、2 変更中 1 から 14 まで、議案第 82 号令和 7 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 86 号令和 7 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 90 号令和 7 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）及び議案第 94 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に
関し議決を求めることについて、以上 5 件の予算議案及び予算関係議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**加藤副部長兼県土整備企画室長** それでは初めに、議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案（その 3）の 17 ページをごらんください。当部関係の補正予算は、事業費確定に伴う所要の整理などによるものであり、表中中ほど 6 款農林水産業費、3 項農地費のうち 9,746 万 5,000 円の減額、18 ページに参りまして、8 款土木費は 8 億 4,379 万 5,000 円の増額、19 ページに参りまして、11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費は 15 億 7,547 万 2,000 円の減額、同ページ中段、13 款諸支出金、2 項公営企業負担金のうち 635 万円

の減額、これら合わせて8億3,549万2,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。なお、金額の読み上げは省略、説明欄の主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の162ページをごらんください。6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費のうち、当部関係は次の163ページ、説明欄、県土整備部の下、農業集落排水事業費補助であり、本年度の見込みを踏まえ、減額しようとするものであります。

少し飛びまして、183ページでございます。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費、説明欄2行目、除雪費は、年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費について増額しようとするものであります。

186ページに参りまして、3項河川海岸費、2目河川改良費、次の187ページ、説明欄2行目、直轄河川事業負担金は、国が行う直轄河川改修事業に係る県の負担金について、国庫内示を踏まえ、減額しようとするものであります。

189ページに参りまして、4項港湾費、2目港湾建設費、説明欄1行目、港湾施設改良事業費は、港湾施設の改良に要する経費について、国庫内示及び執行見込みを踏まえ、次の直轄港湾事業費負担金は、国が行う直轄港湾事業に係る県の負担金について、国庫内示及び執行見込みを踏まえ、それぞれ減額しようとするものであります。

少し飛びまして、222ページでございます。11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、説明欄2行目、河川等災害復旧事業費は、公共土木施設の災害復旧に要する経費について、災害査定及び執行見込みを踏まえ、減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、25ページでございます。第2表繰越明許費補正のうち、当部関係は6款農林水産業費、3項農地費のうち、次の26ページの中ほど、農業集落排水事業費補助と、その下、下水道事業債償還基金費補助の2事業1,679万2,000円、続いて29ページ、8款土木費の次の30ページ、1項土木管理費、地域づくり緊急改善事業から32ページ、6項住宅費、公営住宅建設事業までの47事業、215億6,435万1,000円、次の33ページ、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業29億925万1,000円、これらを合わせて244億9,039万4,000円であります。これらは、計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、令和8年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を定めようとするものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。34ページをごらんください。第3表債務負担行為補正のうち、当部関係の追加は、1交通安全施設整備事業から7港湾快適環境推進事業までの7件、35ページに参りまして、2変更のうち、1空港管理運営から36ページ、14河川等災害復旧事業までの14件、いずれも工期が令和8年度以降にわたるものについて、債務負担行為の期間及び限度額の設定または変更しようとするものであります。

す。

次に、特別会計2件について説明いたします。55 ページをごらんください。議案第 82 号令和 7 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。第 1 条歳入歳出予算の総額にそれぞれ 848 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 852 万 5,000 円としようとするものであります。

56 ページ、表の歳入中、1 款財産収入、1 項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴い、増額するものであります。

57 ページ、歳出中、1 款管理事務費、1 項管理事務費は、財産運用収入及び翌年度からの繰越金の増額に伴い、一般会計への繰出金を増額しようとするものであります。

続いて、67 ページをごらんください。議案第 86 号令和 7 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。第 1 条歳入歳出予算の総額からそれぞれ 186 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 2,261 万 2,000 円としようとするものであります。

68 ページ、表の歳入中、1 款使用料及び手数料、1 項使用料は、見込みを下回ったことに伴い、減額しようとするものであります。

また、6 款県債、1 項県債は、施設の耐用年数に比べ、県債の償還期間が短い場合、特定の年度に返済期間が集中することから、これを平準化するための資本費平準化債の活用により増額しようとするものであります。

69 ページ、歳出中、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、6 年度からの繰越金の増額に伴い、一般会計への繰出金を増額しようとするものであります。

70 ページ、第 2 表繰越明許費は、1 款事業費、1 項港湾施設整備費の 1 事業 1,650 万円を令和 8 年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を定めようとするものであります。

71 ページ、第 3 表債務負担行為は、港湾管理の工期が令和 8 年度以降にわたるものについて、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

72 ページ、第 4 表地方債補正は、先ほど説明いたしました県債の増額に伴い、限度額を増額しようとするものであります。

次に、企業会計 1 件について説明いたします。81 ページをごらんください。議案第 90 号令和 7 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。第 3 条収益的収入及び支出のうち、収入は、長期前受金戻入等を 1 億 540 万 3,000 円減額し、97 億 3,341 万 7,000 円、支出は処理場費の委託料等を 2 億 6,156 万 3,000 円減額し、95 億 4,142 万 4,000 円としようとするものであります。

第 4 条資本的収入及び支出ですが、82 ページをごらんください。収入は、建設費の見込み等に対し、国庫補助金等を 6 億 6,845 万 1,000 円減額し、12 億 1,054 万 9,000 円、支出は建設費等 6 億 3,610 万 5,000 円減額し、21 億 3,767 万 1,000 円としようとするものであります。

第5条債務負担行為は、一関浄化センター1系最初沈殿池設備ほか更新工事について追加しようとするものであります。

最後に、負担議案1件について説明いたします。88 ページをごらんください。議案第94号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求めることについてであります、これは経費の額の変更に伴い、令和7年3月25日に議決いただいた受益町である雫石町の負担金の額を変更しようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、除雪費について確認させていただきます。

ことは例年と比較して積雪量が多かったと思っておりますし、加えて気候も非常に寒く、実際の除雪作業も大変だったのではないかと推察しておりますが、増額の根拠と現状をどのように把握されているのかお聞きします。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 除雪費についてであります、補正予算は1月に編成いたしました。軽石義則委員御指摘のとおり、1月は大雪でございましたので、1月分は過去5年間で最高の実績値をもとに見込んでおります。2月以降は見通しが難しいところがありましたので、過去5年間の平均値で見込み、予算を計上したところでございます。

○軽石義則委員 過去5年間で最高ということですが、対応については事業者にもお願いしながらやっていると思います。直営もあると思いますが、実際の作業状況はどうでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 軽石義則委員御指摘のとおり、今年度は1月にまとまった降雪がございました。除雪体制につきましては、251路線、約3,863キロメートルの除雪について148社と契約し実施しております。そういった中、大変厳しいときもあったのですが、関係者が連携して取り組んでいるところでございまして、現時点では順調に対応できていると思っております。

○軽石義則委員 連携して取り組まれているとのことですが、実際に道路を走行してみると、国、県、市町村それぞれの管理道路に課題があるのではないかと感じております。道路にはそれぞれ管理者がいて当然なのですが、県民や市民にしてみると、道路の管理区分よりもやはり生活実態に合わせた除雪が求められていると思います。その点についてはいかがでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 ほかの道路管理者との連携についてであります、特に市町村道は連携して除雪しております。効率的な除雪を行うため、いわゆる交換除雪を実施しており、昨年度は、市町村道46路線、約40キロメートルの除雪を県で行いました。こういった取り組みを今後も引き続き進めていきたいと考えております。

○軽石義則委員 市町村との連携を図っているとのことですが、市町村道では除

雪は進んでいても、排雪に関する要望がかなりあるのではないかと思います。除雪していただけるのはありがたいのだけれども、自宅から道路に出られない、あるいは通学路の歩道の除排雪について課題があるといった声を私も聞いております。県民からは具体的にどのような要望が多く寄せられているのか、現状把握されている部分があればお聞かせください。

○澤田道路環境課総括課長 今年度につきましては、そういった要望はそれほど聞こえてきておりませんが、青森県や秋田県では集中的な降雪がありましたので、国と連携したスクラム除雪などの取り組みが行われているところでございます。本県におきましても、きめ細かな除雪については、情報収集に努めながら対応していきたいと考えております。

○軽石義則委員 ぜひ除雪と排雪は一体的に取り組んでいただきたいと思います。量の問題はあると思うのですけれども、過去5年間平均で最高水準の予算を確保しなければならないような現状だとすれば、排雪についてもしっかり対応していかなければ、県民生活に支障が生じるのではないかと思います。また、天候のことですので、どのぐらい雪が降るかというのは予測しかできないと思うのですけれども、事前対策も重要だと思います。特に道路の場合は、倒木の事前伐採がこれまでも指摘されており、ことしの積雪量を踏まえると、そういう実態もあったのではないかと思います。倒木による支障などはあったのでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 軽石義則委員御指摘のとおり、本当に雪が多くて、降雪により倒木等も発生しておりますけれども、それに伴う通行止めなどの事例は比較的少なかったものと認識しております。

○軽石義則委員 積雪量の割には、強風や急激な気温低下が少なかったこともあり、倒木は比較的少なかったのかもしれません。当然ながらそれでも発生事例があったということは、事前に対策を要することはそのとおりだと思いますので、積雪期前にできることはやっておくべきだと思います。今後、排雪や倒木対策などについて、どのように取り組まれるのか、検討されているのでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 排雪につきましては、今年度は何とか対応できたところでございますが、今後はスクラム除雪などの事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。また、倒木対策につきましては、東北電力株式会社との協定に基づく事前伐採の取り組みも進んでおりますので、今後もこういった取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 私も除雪に関して質問しようと思って手を挙げましたけれども、軽石義則委員から大体お話いただきましたので、補足というか、私の観点からお聞きしたいと思います。

一つ目は、ことしの積雪もそうだったのですけれども、山間部と市街地で気温差が激しく、山側は降っているけれども、街は降っていないというのがとても多かったという印象があります。街の除雪事業者の方々も、自分たちの区域では雨だったけれども、山側では

結構降っているといった状況があり、その情報を得るのが難しかったというお話を聞きました。

県では、カメラなどで状況を把握されているのではないかと思います。どのような方法で降雪状況を把握し、適切な除雪につなげているのかお聞きしたいと思います。

○澤田道路環境課総括課長 降雪状況の把握につきましては、各地に降雪を観測するポイントがございまして、その情報を収集し、除雪計画の公開を行っております。その情報を見ながら、除雪体制や準備を進めているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 県の除雪は、雪が降れば適切に対応していただけるということがわかっていますので、その情報を市町村とも共有していただければと思います。市町村の除雪事業者の方々も、クレームが来てから動くという場面が少なくなるのではないかと考えておりますので、県が持っている機器や情報網を共有することも今後ぜひ考えていただければありがたいと思っています。これは要望として申し上げます。

もう一つですが、積雪が多い年は、道路の穴ぼこも多くなります。皆さん御承知のとおりですし、今回の補正予算でも、道路補修費が増額計上されていたと思います。この補修は3月中に実施する分なのか、それとも繰越明許や債務負担行為も計上されていたので、次年度に繰り越して実施する分もあるのか、その点について確認したいと思います。また、3月中にどの程度対応できる見込みなのかについてもお伺いします。

○澤田道路環境課総括課長 ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、道路も大分傷んでおりまして、最近気温が高いものですから、穴ぼこが目立つ状況となっております。舗装補修の補正予算も計上しておりますが、舗装工事は気温が低いと施工できないこととなっておりますので、春になってからということで、現在は応急的な穴埋めに努めている状況でございます。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。気温の状況もあると思うので、補修が進まないことはよく理解しました。春先になると県道を自転車で利用する方もふえてきますし、自転車が引っかかりそうな穴も多くあるので、ぜひその点についても安全に通行していただけるような周知や広報に取り組んでいただければと思います。そうした取り組みによって県民にも事情を御理解いただけるのではないかと思いますので、ぜひ御配慮をお願いいたします。以上です。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 97 号一般県道大ケ生徳田線徳田橋旧橋撤去（上部工その 3）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高瀬道路建設課総括課長 議案（その 4）の 7 ページをごらん願います。議案第 97 号一般県道大ケ生徳田線徳田橋旧橋撤去（上部工その 3）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料、一般県道大ケ生徳田線徳田橋旧橋撤去（上部工その 3）工事の概要により説明させていただきます。

資料の 1 ページをごらん願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は 10 億 4,849 万 9,100 円で、請負率は 91.41%です。

請負者は宮地・小山田工業所特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は一般県道大ケ生徳田線の徳田橋において、令和 6 年 3 月に新橋が完成し、供用開始したことから、旧橋の撤去を行う工事です。

工期は 778 日間で、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものでございます。

2 ページに入札結果説明書、3 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 98 号主要地方道盛岡環状線滝太橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤田道路環境課総括課長 議案（その 4）の 8 ページをごらんください。議案第 98 号

主要地方道盛岡環状線滝太橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料——主要地方道盛岡環状線滝太橋橋梁補修工事の概要により説明させていただきます。

資料の 1 ページをごらん願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は 22 億 5,489 万円で、請負率は 92.12%です。

請負者は三井住友建設株式会社・株式会社小原建設特定共同企業体です。

工事概要ですが、滝太橋は昭和 47 年に供用された橋梁で老朽化が進行していることから、橋梁補修を行い、道路利用者の安全を確保するための工事です。

工期は 936 日間で、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものでございます。

2 ページに入札結果説明書、3 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 103 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤港湾空港課総括課長 議案（その 4）の 14 ページをごらん願います。議案第 103 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料——損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

1、提案の趣旨は、令和 7 年 3 月 26 日花巻市東宮野目地内のいわて花巻空港の緩衝緑地として県が管理している土地に存する立ち木が強風により倒れ、花巻農業協同組合が所有する倉庫の引込線に接触したことにより、電柱、配電線路及び倉庫の屋根が破損した事故について、全国共済農業協同組合連合会が損害の一部を共済金として賠償したことか

ら、両者と損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

2、損害賠償及び和解の相手方並びに損害賠償の額は、引込線、電柱、配電線路及び倉庫の屋根の修繕費用の額 404 万 4,700 円のうち、全国共済農業協同組合連合会に対し、共済金の額 178 万 9,976 円、また花巻農業協同組合に対し、その残額の 225 万 4,724 円となります。

3、和解の内容は、両者に対し合計 404 万 4,700 円を賠償し、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととしております。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 強風による倒木とのことですが、事前に管理していればこのようなことは起こらなかったのではないかと想像します。一方で、こういう状況が想定できなかったからこそ今回の事案につながったとも考えられますが、どのように把握し、このような状況になったのでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 当該地は、空港の場周柵から離れた場所にありまして、また木の高さも制限表面、これは航空機の安全な航行のため飛行場周辺に設定されている高さ制限の面ですが、それに達していなかったことから、日常の点検区域の対象外となっていた箇所でございます。したがって、日常的な点検の対象にはなっていなかった範囲でございます。

当日は、いわて花巻空港周辺で強風があり、暴風警報も発表されていたということで、相当強い風によって倒木したものと考えております。

○軽石義則委員 現状はわかりました。日ごろの点検区域の対象外となっている箇所は、そのほかにも想定されるでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 日常点検の区域からは外れているのですけれども、空港周辺にはそれ以外の管理用地もございますので、そういった箇所については年に数回パトロールを行い、目視による確認を行っているところでございます。

○軽石義則委員 そうであれば、今後もさまざまな状況を想定し、このような事案が発生しないようにしていただきたいと思います。空港のみならず、同様の危険が想定される箇所があるとすれば、事前に伐採するなどの対策も必要ではないかと思いますが、今後そのような対応をお願いして、終わります。

○千葉秀幸委員 私も確認です。今回、立ち木が強風により倒れたとのことですが、花巻農業協同組合の倉庫については、停電などの影響はどうだったのでしょうか。

○伊藤港湾空港課総括課長 停電して、花巻農業協同組合の倉庫への電源供給が停止いたしました。倉庫内には米を保管していましたので、花巻農業協同組合において仮設電源を手配し、仮設電源で電力を供給していたところでございます。

○千葉秀幸委員 まさに私が心配したのはそこでありました。米の品質への影響が実際に

あるのかないのかも含めて、引き続き対応いただきたいと思っております。停電時間については、仮設電源で対応したとのことですので、それほど長くはなかったのではないかと推察しますが、繰り返しになりますけれども、米を保管している施設でありますから、品質管理も含め、その後の経過についてもしっかりと対応いただきたいと思います。以上です。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○田中辰也委員 それでは、私から1点お聞きいたします。

12月16日に岩手県鉄構工業協同組合から入札制度等の改善等に関する要望が出されておりますが、現状の検討状況等について伺います。

○吉田技術企画指導課長 岩手県鉄構工業協同組合からの要望に対する検討状況についてであります。今回の要望は、県内企業が受注しやすい入札制度となるよう、総合評価落札方式の評価項目の見直しなどを求める内容となっています。総合評価落札方式の評価項目については、これまでも入札結果や建設業団体からの意見等を踏まえまして、適時見直しを行っているところです。

ことし4月からの改正案では、県内企業の活用を図るため、工事全体で下請を含めた県内企業の占める割合を評価項目とすること、また地域内拠点につきましては、県外企業が入札に参加する場合において、県外企業に対する県内企業の評価点を引き上げることなど、県内企業の優位性を確保するため、地域性精通度の項目を見直すこととしております。

なお、岩手県鉄構工業協同組合からの要望の一つである県内に自社工場を有する企業への加点評価につきましては、県内にはさまざまな業種で自社工場を持つ企業があることから、関係団体等の意見も踏まえまして、バランスを考慮して検討していく必要があるものと考えているところでございます。

今後も4月以降の入札動向を注視するとともに、建設業団体との意見交換等を行いなが

ら、入札を所管する出納局及び庁内関係各部局と連携し、必要に応じて制度の見直しを行うなど、よりよい制度となるよう適切に対応してまいります。

○田中辰也委員 検討を進めていただいて、県内企業が不利にならない制度改正を進めていただいているとのこと、安心したところでございます。

その中で、橋梁上部工等については、現在、土木系以外の区分に分類されているということですが、それは変更せず、そのまま運用していくという理解でよろしいですか。

○吉田技術企画指導課長 土木系と土木系以外の区分につきましては変更せず、4月以降も現行どおり運用していきたいと考えております。

○木村幸弘委員 私からも1点、いわて花巻空港の安全管理対策についてお伺いします。

今月23日に米軍オスプレイが緊急着陸しました。このことについては、昨年7月に続き、まだ1年もたっていない中で2度目の緊急着陸となりました。昨年もそうでしたが、米軍の場合は地位協定でよい悪いもなく一方的な通知で緊急着陸をするわけですが、今回の2月23日の着陸に至る経過についてどのように把握されているのか。また、これまで2度にわたって緊急着陸が行われていることについて、空港を管理する立場として、安全上どのような認識をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 米軍オスプレイの緊急着陸についてですが、2月23日13時10分ころ、国土交通省東京航空局花巻空港出張所から、県花巻空港事務所に対し、米軍オスプレイがいわて花巻空港へ緊急着陸するとの連絡があり、13時17分ころ着陸しました。現在も駐機している状況であり、必要な整備と安全確認の後に離陸する予定と聞いております。

緊急着陸については、民間機、軍用機の区別なく、乗員や周辺の安全を考慮すれば、空港管理者としては、基本的には受け入れざるを得なく、今回花巻空港事務所では適切に対応したものと認識しております。

○木村幸弘委員 人道上的観点から言えば、確かにそのとおりです。緊急であり、万が一それ以上のことになっては大変ですから、受け入れざるを得ないのはそのとおりだと思います。ただ、こうした緊急着陸が2度にわたって行われたことを考えると、オスプレイが全国各地で事故を起こしていることもあって、国民の間でも本当に安全上問題がないのかといった不安が広がっているところでもあります。

そういったことを考えると、いわて花巻空港に2度にわたって緊急着陸している実態を見れば、本当に安全なのかということと、再発防止に向けた対策を東北防衛局や米軍に対して適切に求めていく必要があるのではないかと思います。

この件については、昨年も対応しているわけですが、申し入れ等は復興防災部が所管していると承知しております。改めて今後どのように対応していくのか確認したいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 国及び米軍に対する再発防止対策の徹底に関する対応につ

いてですが、令和7年7月の事案を踏まえ、県では東北防衛局に対し、いわて花巻空港等への緊急着陸事案の原因に関する情報提供、オスプレイの故障の再発防止と安全確保の徹底、飛行日時や飛行ルート等の事前明示などについて米軍へ求めるよう要請したところで、今般改めて復興防災部において文書による申し入れを検討すると聞いております。

空港管理者としましても、緊急着陸が頻繁に発生することは空港の安全管理上のリスクとなるおそれがあることから、復興防災部と連携しながら国に対し、オスプレイの運行に係る安全確保等について要請してまいります。

○木村幸弘委員 前回もそういう申し入れを行って、今回も予定しているとのことですが、なかなか具体的な回答をいただけていないと伺っており、大変遺憾であります。やはり、今回及び前回の緊急着陸の原因は何だったのか、そしてどのような再発防止策を講じているのかについては、きちんと示されるべきだと思います。復興防災部の所管にはなりますけれども、空港管理者の立場からもきちんと連携して、原因確認と再発防止の徹底を繰り返し求めていくことが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回も前回も、お聞きするとちょうど一般の航空機の離発着がない時間帯での緊急着陸であり、不幸中の幸いと言えはいいのでしょうか、そういう意味ではほかへの影響が少ないタイミングであったと承知してあります。一方で、私からすれば、はかったような緊急着陸ではないかという見方もできるわけであります。そういう観点からすると、現在、国から特定利用空港の指定について要請があり、検討が進められている最中ですから、こうした緊急着陸事案が軍事利用の既成事実として利用されていくのではないかとすることも懸念してしまうのです。

いわて花巻空港は民生空港として整備させてきたものであり、こういった軍事利用にはなじまない空港として位置づけられてきたと認識してあります。そういう観点で安全確保といわて花巻空港の利用のあり方について、しっかり対応していただきたいと思ひますけれども、今後の方針についてどう考えているかお伺ひします。

○伊藤港湾空港課総括課長 いわて花巻空港の安全確保についてですが、いわて花巻空港においては国が定める空港の消火救難体制整備基準に基づき、化学消防自動車等を配備するとともに、航空機事故や火災等の緊急事態に対応するため、国及び県の関係機関や花巻市、民間事業者と協定を締結し、消火救難活動体制を構築しているところで、

また、いわて花巻空港は民生利用を目的として整備していることから、空港等での戦闘行為を前提とする有事を想定した訓練の要請があった場合は、国からの説明等により具体的な内容を確認した上で、関係機関や周辺市町村等の意見を伺いながら慎重に判断してまいります。

なお、現在国から打診を受けている特定利用空港の指定については、空港所在地である花巻市や空港関係者の意見も踏まえながら対応を検討してまいります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 再開します。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 88 号令和 7 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 89 号令和 7 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼次長兼経営総務室長 それでは、企業局関係の議案について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 76 ページをごらん願います。議案第 88 号令和 7 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。主な事項について、金額の読み上げを省略し、御説明申し上げます。

76 ページから 77 ページにかけての第 2 条業務の予定量でございますが、年間販売目標電力量の見込みに応じて補正するものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第 1 款電気事業収益の補正予定額の主な内訳は、第 1 項営業収益は夏季の渇水に伴い、発電量が減となることにより減額し、第 2 項附帯事業収益は秋田県で発生した風車事故の影響による緊急点検に伴う発電停止により、発電量が減となることなどにより減額し、第 3 項財務収益は受取配当金の増などにより増額し、第 4 項事業外収益は過年度の設備故障に係る災害共済金の収入などにより増額するものであります。

次に、支出の第 1 款電気事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項営業費用は修繕費の契約額確定等により減額し、第 2 項附帯事業費用は委託費や風力発電所に係る損害保険料の減などにより減額し、第 3 項財務費用は国債の購入実績などにより減額し、第 4 項事業外費用は消費税納付額の増などにより増額するものであります。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の確保を変更するものであります。収入の第 1 款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項負担金は共有施設に係る工事負担金の見込みに応じて減額するものであります。

続いて、78 ページをごらん願います。第 2 項固定資産売却代金は、使用済み自動車の売却代金収入を増額するものであります。

次に、支出の第 1 款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項改良費は各発電所設備に係る改良費の契約の確定等により減額し、第 3 項投資は資金運用のため購入した利付国債の購入額確定により減額し、第 4 項繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事

業費の見込みに応じて減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の追加及び変更であり、胆沢第二発電所主要設備更新工事を追加し、胆沢第二発電所発電所建屋増築工事など3事業の限度額の増加等をしようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費など所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続いて、79 ページをごらん願います。議案第 89 号令和7年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を受水企業への給水見込みに応じて補正するものであります。

第2項は、主要建設事業であり、北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は受水企業の給水予定量の増により給水収益を増額し、第2項事業外収益は消費税還付金の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は委託費の契約額確定等により減額し、第2項財務費用は企業債の借入利率及び借入額の確定に伴い企業債支払利息を減額し、第3項事業外費用は過年度の地方公務員災害補償基金の支出額の確定等により雑損失を増額するものであります。

続いて、80 ページをごらん願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第1項企業債は建設費や改良費の契約額確定により発行額を減額し、第2項雑収入は児童手当に係る一般会計負担金の減により減額し、第3項補助金は北上中部工業用水道施設建設事業等に充当するために交付された国庫補助金を計上するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は北上中部工業用水道施設建設事業に係る建設費の契約額確定等により減額し、第2項改良費は工業用水道設備に係る改良費の契約額確定等により減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の追加であり、金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水池増設工事を追加しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の 372 ページから 409 ページに記載しておりますが、これまで御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田中辰也委員 電気事業会計についてですが、高森高原風力発電所の発電量が 2 割程度減少しています。これは、稼働停止に伴うものが全てという理解でよろしいでしょうか。

○遠藤電気課長 秋田県で発生した事故を受け、風力発電設備が稼働停止となったことによる影響がほぼ大部分と考えていただいて構いません。

○田中辰也委員 それに伴って、当然のことながら収入も減っているわけです。今回の原因は、製造者側の責任に帰する稼働停止ではないですか。発電事業者側の責任で停止しているわけではなく、製造者側の責任で停止せざるを得なかったものであり、その損失分は補填されるべきではないかと考えるのですが、どこかで補填されるのでしょうか。

○遠藤電気課長 その件につきましては、風車の製造業者及び保守事業者と協議を行っている最中であります。詳しいことは、法的なこともありますので、この場での説明は差し控えさせていただきたいと思います。

○田中辰也委員 わかりました。交渉はしているということですね。ただ、年度内に決着する可能性は低いから、とりあえず収入の減額補正だけはしておくという理解でよろしいですか。

○遠藤電気課長 年度内の決着は少し難しいということで、とりあえず今回は減額補正を計上しているところでございます。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から胆沢第二発電所再開発事業についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○遠藤電気課長 それでは、電気事業で進めております胆沢第二発電所再開発事業について御報告いたします。

お手元にお配りしました資料をごらんください。初めに、趣旨ですが、昭和32年10月に運転を開始した胆沢第二発電所については、設備の劣化の進行に伴い、大規模な改修による機能回復が必要となったことから、令和2年度から再開発事業を実施しております。当初計画では、令和8年度の運転開始を見込んで工事を進めてきましたが、水圧鉄管更新工事のおくれに起因する全体工程調整の結果、運転開始時期は令和9年度となり、事業完了は令和18年度となる見込みです。

次に、事業概要ですが、工期以外の最大出力や事業費等については変更ございません。また、今後の取り組み予定としましては、2の(7)、事業スケジュールに示すとおり、引き続き電気設備や水圧鉄管更新などの工事を進め、令和9年度の運転開始を目指してまいります。

2ページ目をごらんください。平面図に赤く色をつけた部分の水圧鉄管や水車発電機等が再開発事業の更新範囲となっております。この赤く着色した部分の水圧鉄管更新について、想定以上の流水や硬質な岩塊の影響により、既設水圧鉄管の撤去におくれが生じ、このおくれが電気設備更新の工程に影響したことで運転開始時期が令和9年度となるものです。

以上で胆沢第二発電所再開発事業についての説明を終わります。

続けてもう一点、北ノ又第二発電所再開発事業について御報告いたします。お手元にお配りしました資料をごらんください。

初めに、趣旨ですが、企業局の第2期中期経営計画に基づき、新たな再開発事業を検討してきたところですが、このたび北ノ又第二発電所について事業化のめどが立ったことから、来年度から事業に着手するものです。

次に、事業概要ですが、工期は5カ年、令和8年度に着手し、令和12年度に運転開始を予定しております。発電所最大出力については、現状と同じ3,400キロワットですが、年間発電電力量は3%程度増加し、本県の再生可能エネルギーの維持拡大を図ろうとするものです。また、事業費は税込みで26億円余を予定し、損益については現行単価で試算して40年で2億8,000万円余の黒字を見込んでいます。

2ページ目をごらんください。北ノ又第二発電所は、八幡平リゾート下倉スキー場の北西部に位置し、北ノ又発電所の上流に建設された県営9番目の水力発電所です。

事業内容は、平成元年の運転開始以来約37年が経過し、高経年化した設備を大規模に更新するもので、下に4枚写真を載せております主要変圧器や配電盤などの電気設備、水車発電機等を更新いたします。

以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 胆沢第二発電所再開発事業について確認させていただきます。

昭和 32 年から運転を開始している施設ですから、大規模な改修になっているのも想像できます。今回、水圧鉄管の設置に当たり、基礎工事が必要となって追加工事が発生したと思うのですが、当初から地質や岩盤の調査を行い、資料も残っていた上で、このスケジュールを組んできたのではないかと思います。その点について、なぜ今回このような形になったのか、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

また、損益ですけれども、1 年間販売できないということは、その分の売電収入が得られないことになると思います。1 年分の売電収入を引いた上で、なぜ 9 億円の黒字という数字が示されているのか、詳しく説明いただきたいと思います。

○遠藤電気課長 まず、最初の御質問ですが、地質調査等は実施しておりましたけれども、やはり昔の資料なので、詳細までははっきりしたことがわかっておらず、工事を進めていく中で新たな問題等が判明し、追加工事や施工上の困難な工事等が発生したことが工期延長の要因となっております。

それから、二つ目の御質問ですが、運転開始が延期されたことでその間の売電収入が得られないこととなりますけれども、運転開始後は F I T と呼ばれる固定資産買取制度の料金が適用されます。F I T の適用期間は運転開始から 20 年間ですので、それまでの損益については、このとおりの数字となり、黒字となる見込みとなっております。以上です。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様はお疲れさまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。